

# 大学生PBLプログラム実践モデル事業 企画運営業務委託仕様書

## 1 事業の目的

山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「県DX推進計画」という。）では、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するためには、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための県民向けの教育や学習が必要であるとしている。

本事業では、県DX推進計画のこうした方針に基づくとともに、中学生から社会人までを貫く一連の取組の一環として、大学生を対象にPBL（Project Based Learning）を通して、デジタルスキルの効果的な活用方法及び協働して課題解決に取り組む姿勢を身に付け、将来の山梨県を担うイノベーション人材を育成するための研修を開催する。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の種類

PBLを実施し、デジタルスキルを用いて設定した地域課題の解決方法を考案する研修を開催すること。

### (2) 研修の形式

- ・ 対面によるワークショップ形式の研修とすること。
- ・ オンラインフォローを行うこと。

### (3) 研修対象者及び人数

- ・ 対象者は県内の大学・短期大学及び産業技術短期大学校に通う学生とすること。
- ・ 25名程度（5名×5グループ）とすること。

### (4) 研修の期間・内容

- ・ 研修期間は、令和5年10月から12月までとすること。
- ・ 研修日数は8日程度（4週間×土日を想定）とし、1回の研修の時間は7時間程度とすること。

※10月28日（土）29日（日）

11月11日（土）12日（日）、25日（土）26日（日）

12月16日（土）17日（日）の土日を予定（変更する場合あり）。

- ・ 研修各回の間にオンラインフォローを行うこと。
- ・ 研修内容は、①解決に資するデジタルスキル（アプリやWeb、デザインスキル）の獲得、②地域課題の設定（課題設定から情報収集、整理・分析）、③デジタルツールの企画設計・制作、④成果発表等を踏まえ、デジタルスキルを用いた課題解決ができること。

## 3 委託項目

### (1) 研修の企画・準備

#### (企画準備)

- ・ PBL実施のため、地域に関する現状の課題等を把握し、大学生に提供できる企画を作成すること。

※学生に地域の現状を提示するため、また、学生が誤った情報や認識を元に課題設定

をしないよう支援するため、事業者自身が、各方面の関係者への聞き取り調査や文献調査により十分な知識を習得し、状況を深く理解すること。

※学生自身が課題を設定することが本事業のねらいの一つであるため、学生が設定すると予想される課題について、できるだけ多く検討し準備しておくこと。

(コーディネーター、運営スタッフ及びメンターの調達)

- ・ 本事業を統括する責任者としてコーディネーターを置き、県との打ち合わせや研修の講師進行役等の全体調整を行わせること。
- ・ 本事業の責任者、研修の講師進行役等としてのコーディネーター2名、参加者の指導及びフォローアップのための運営スタッフ2名以上及びメンター6名以上を配置することが望ましい。
- ・ 運営スタッフ及びメンターは、PBL、デジタルスキル、学生とのコミュニケーションに関する十分な知識、技能及び経験をもった人材を調達し、当該人材に対して事前研修を行うこと。

(研修資料、機材の準備)

- ・ 本事業の資料・機材については県に報告の上、一切を準備し、参加者に適切に提供すること。  
※デジタルスキルを用いたコンテンツ開発のために必要なPCや、通信環境整備のための通信端末等を用意すること。
- ・ クラウドサービス(Slack等)を活用し、参加者に対する資料(電子ファイル)の配付や情報共有、各種連絡、質疑応答、オンラインフォローなどを円滑かつ効率的に実施すること。また、これら環境は受託者が用意するとともに、アクセス制限やセキュリティ対策も併せて実施すること。
- ・ 使用するテキストの内容については県と協議の上、研修実施初日の1週間前までに完成させること。

(2) 研修、オンラインフォロー、成果発表会等の運営

- ・ 研修の周知及び参加希望者の募集を行うこと。
- ・ 参加者自らの興味や関心をベースに、社会や地域の中にある課題を発見できるように促すこと。
- ・ 各参加者のデジタルスキルの習熟度に応じた支援を行うこと。
- ・ 研修内容がデジタルスキルの活用に偏らないよう留意すること。
- ・ 研修の各段階において、作業の方向性や進捗を確認し、学生の伴走者として必要な支援を行うため、また、限られた時間で確実に成果を上げるため、必要な事前準備・事後対応を実施すること。
- ・ 研修を受講した学生が類似のセミナー等におけるメンターとしても活躍できるよう工夫すること。
- ・ 研修日以外のオンラインフォローの支援体制を整え、適切な期間・時間帯で実施すること。
- ・ 受託者と参加者のみの打ち合わせ、その他本事業に関わる活動(オンラインで実施するものを含む)を行う際には、事前に、日時及び場所、活動の内容等を県に報告すること。
- ・ 開発したデジタルスキルによる課題解決策等の成果発表の機会を設定し、フィードバ

- ックを行うこと。
- ・ 会場の設営及び撤収を行うこと。
- (3) 研修の視察・効果測定・報告
  - ・ 本事業が本県におけるPBLプログラムのモデルケースとなるため、本県職員及び大学関係者の視察を受け入れること。
  - ・ 研修の効果測定を行い、実施結果報告書を作成すること。また、併せて効果測定方法やその考え方等を示すこと。
    - ※ワークショップ参加者の習熟度や満足度を尋ねるアンケート等を実施し、定性評価できる項目を必ず盛り込むこと。
    - ※アンケート等を実施した場合は回答データも提出すること。
    - ※県内大学・短期大学等へ横展開できるような詳細な記録や分析がなされた事業報告書を作成すること。なお、事業の実施内容及び参加者の活動内容、事業実施内容、事業実施に係る受託者所感については必ず記載し、その他の事項は県と協議の上、作成すること。

#### 4 費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要な経費とする。ただし、研修会場は県が用意することとする。

#### 5 業務成果の取り扱い

##### (1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を県に提出すること。

##### (2) 業務成果の帰属等

- ① 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等において随時使用及び複製できるものとする。成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県はこれを無償で非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

#### 6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務委託提案実施要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたとき

は、速やかに県と協議を行うこと。

- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 7 その他事項

### (1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得るものとする。

### (2) 個人情報の保護について

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、山梨県個人情報保護条例（平成17年3月28日条例第15号）等の関係法令を遵守しなければならない。

### (3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

### (4) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。